

Supporter's Club ~後援会 規約~

小林光希後援会 規約

第1条（名称）

本規約により設ける後援会の名称は「小林光希後援会」（以下「後援会」という）と称する。

第2条（事務局）

後援会は、主たる事務局を岡山県勝田郡勝央町植月北 2593-2 に置く。

第3条（目的）

後援会は、小林光希のプロゴルファーとしての活動を応援し、会員同士の親睦を深めることを目的とする。（以下「本目的」という）

第4条（活動）

後援会は、前条の本目的を達成するために次の活動を行う。

1. 後援会主催のイベントの開催
2. 後援会に伴うゴルフその他のスポーツ振興に関する事項
3. 後援会に伴うチャリティ募金活動その他の各種奉仕活動
4. 小林光希プロの試合経費の支援
5. その他本目的達成に必要な事項

第5条（役員等）

後援会には、次の役員を置く。

- 会 長：1名
- 副会長：若干名
- 理 事：若干名
- 事務局：若干名

後援会の顧問・相談役は会長が委嘱することができる。

第6条（運営）

後援会は、小林光希プロの意図を汲み、後援会の本目的に則って、後援会長の指示を受けた事務局が運営を行うものとする。

第7条（会員）

後援会の会員は本目的に賛同する個人または法人で構成する。

1. 会員の資格は、退会の申し出がない限り、毎年自動的に継続される。
2. 会員は、本目的達成に必要な事業に参加する権利を有する。
3. 会員の年会費は次のとおりとする。
 - 個人会員 5,000 円
 - 法人会員 10,000 円
4. 会費は年会費とし、月割りはしない。

第8条（心得）

後援会の会員は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 秩序ある応援を心がけ、小林光希プロ及び家族に過度の負担となるような行為を慎むこと。
2. 後援会が行う諸活動に積極的に参加すること。

第9条（会員特典）

後援会の会員は次の特典を得ることができる。（参加費は別途）

1. 小林光希プロ試合応援用タオルのプレゼント
2. 小林光希プロが参加する懇親会への参加
3. 小林光希プロとのラウンド会への参加
4. その他

第10条（会計）

1. 後援会の収益は次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 後援会親睦会開催時の参加料収入
 - (2) 後援会の作成する物品から生じる収入
 - (3) 後援会に伴うゴルフ、その他のスポーツ振興に関する事項に伴う収入
 - (4) 後援会に伴うその他の収入

第11条（解散）

後援会は、小林光希がプロゴルファー活動を終了したときに直ちに解散する。

第12条（施行）

本規約は2023年7月29日より施行する。